

地域材の利活用を！！

H30年度津山市地域材利用新築住宅補助金

津山市では、地域材の積極的な使用を推進することにより、津山市内の林業の振興と地域経済の活性化を図るため、地域材を使用して住宅を新築する方に補助金を交付します。

●補助対象者及び対象住宅（以下の条件の全てに当てはまること）

- ① 市内に自ら居住するために新築される一戸建ての木造住宅
- ② 台所、便所、浴室があり独立した生活を営むことができること
- ③ 主要構造部材（土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木）に地域産乾燥材※を10㎡以上使用する住宅
 - ※地域産乾燥材とは、岡山県の「木材業者等登録」を受けている製材業者が製材した国産材製材品のうち含水率25%以下の製材品
 - ※地域産乾燥材を使用した注入材も、使用材積に含めることができる
 - ※居住を目的としない部分（店舗等）に使用される木材は、材積に含めない
- ④ 延床面積が80㎡以上の住宅
- ⑤ 建築基準法に基づく確認済証の交付日又は建築工事届の受理日が、平成30年4月1日以降（補助金申請年度の前年度以降）の住宅
- ⑥ 主要構造部材の施工が完了し、平成31年3月29日（金）までに主要構造部材の現地確認が可能な住宅
- ⑦ 市税等の滞納がないこと
- ⑧ 市内に事業所を有する法人又は個人事業者と請負契約を締結していること
- ⑨ 地域産乾燥材に係る乾燥業者、製材業者、納材業者が岡山県木材業者等登録簿に登録されている法人又は個人事業者であること
- ⑩ 新築工事完了後、速やかに入居し、市内に3年以上定住すること

●補助金の額

1戸当たり 30万円 または 40万円

| | |
|---|------|
| 建築施工業者が津山市内 且つ 地域産乾燥材の乾燥製材業者、製材業者、納材業者が、岡山県木材業者等登録簿に登録されていれば | 30万円 |
| 建築施工業者が津山市内 且つ 地域産乾燥材の乾燥製材業者、製材業者、納材業者が、岡山県木材業者等登録簿に登録され、 <u>全てが市内の業者であれば</u> | 40万円 |

●申請方法

森林課（市役所 4 階）、各支所産業建設課または阿波出張所地域振興課に備え付けの、補助金交付申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて棟上げ 20 日前までに申込みください。申請様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

受付期間：平成 30 年 4 月 2 日（月）～平成 31 年 2 月 28 日（木）（先着順）

新築住宅補助金への上乗せ補助金について

条件によって、以下の補助金を上乗せできます。（予算の範囲内で着順とします。）

1. J A S 認定材の利用を促進する補助金
2. 三世帯世帯等での居住を促進する補助金
3. 津山市木づかい定住促進対策補助金 ※2, 3は併用不可です

◆1. J A S 認定材の利用を促進する補助金

津山市では、J A S 認定材の積極的な使用を推進することにより、品質の確保（改善）及び取引の単純公正化を図るため、地域材を使用して住宅を新築する方に補助金を交付します。

●補助対象者

- ①新築住宅補助金の交付対象条件に該当すること
- ②主要構造部材に J A S 認定材※を 8 m³以上利用した住宅を新築すること
※岡山県美作県民局管内の真庭・勝英支局以外の J A S 認定工場を取得した事業所の地域材

●補助金の額

1 戸当たり 10 万円

●申請方法

新築住宅補助金と同時に申請してください。（受付期間：新築住宅補助金と同様です）

◆2. 三世帯世帯等での居住を促進する補助金

津山市では、世代間の相互扶助を図ることを目的とし、市内に三世帯世帯等で居住するための一戸建木造住宅を建築する際に補助金を交付します。

●補助対象者

- ① 新築住宅補助金の交付決定及び額確定通知を受けた者
- ② 三世帯以上で居住するため（又は市外から移住し、二世帯以上で定住目的のため）に新築する者
- ③ 市外から移住する場合は、①の補助金申込日に市外に住民票が継続して 1 年以上ある者

- ④ 当該補助金申請日に世帯全員の住民票の住所が同一になっている者
- ⑤ 新築住宅に入居後、三世帯世帯等で3年以上定住する者
- ⑥ 「津山市木づかい定住促進対策補助金」を受けていない者

●補助金の額

1戸当たり 30万円

●申請方法

「津山市三世帯世帯等での居住を促進する補助金交付申請書」に新築住宅補助金確定通知の写し、市税等完納証明書、住民票の写し等を添付し、森林課へ申込みください。

※工期の関係等で年度内に転居が困難な場合は、翌年度に申請できます。

※申請様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

◆3. 津山市木づかい定住促進対策補助金

津山市の人口の維持増加、活性化を促進することを目的として、市外から市内に定住目的で住宅を新築した者に対し、補助金を交付します。

●補助対象者

- ① 新築住宅補助金の交付決定及び額確定通知を受けた者
- ② ①の補助金申込日に市外に住民票が継続して1年以上あり、当該補助金申請日に住民票が新居の住所になっている者
- ④ 新築住宅に入居後、市内に3年以上定住する者
- ⑤ 「三世帯世帯等での居住を促進する補助金」を受けていない者

●補助金の額

1戸当たり 50万円

●申請方法

「津山市木づかい定住促進対策補助金交付申請書」に新築住宅補助金確定通知の写し、住民票の写しを添付し、森林課へ申込みください。

※工期の関係等で年度内に転居が困難な場合は、翌年度に申請できます。

※申請様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

●申請受付開始日

平成30年4月2日（月曜日）※予算がなくなりしだい、申請受付を締切ります。

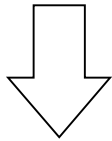
●申請・問い合わせ先

津山市山北520番地 津山市役所本庁舎

津山市産業経済部 森林課 TEL (0868) - 32 - 2078

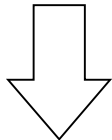
◆津山市地域材利用新築住宅補助金手続きの流れ◆

申請者
申込み（棟上げ20日前まで）



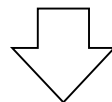
市役所

補助金交付予定通知



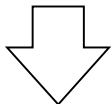
申請者

交付申請書 または
現地確認依頼書※
(棟上げ10日前まで)



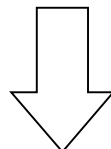
市役所

書類審査・現地確認



市役所

書類送付
・補助金交付確定通知書
・請求書
(建売の場合は
現地確認通知書)



申請者

請求

◎交付申込時の提出書類

- ①申込書（様式第1号）
- ②確約書（様式第2号）
- ③工事請負契約書（写し）（収入印紙が貼付されていること）
- ④建築確認済証又は建築工事届（写し）
- ⑤住宅平面図
- ⑥位置図（住宅地図）
- ⑦申請者の現住所の住民票
- ⑧申請者の市税等完納証明書
- ⑨定住誓約書（様式第3号）
- ⑩委任状（委任される方のみ）

上乘せ補助金を希望の場合は、
申込み時にお知らせください

- ・ JAS材補助金
- ・ 三世帯等補助金
- ・ 木づかい補助金

【建売住宅の場合】

①④⑤⑥を提出。その他書類は購入者が交付申請時に
添付してください。

補助金交付予定通知を受けたのち、申込みを辞退する
場合は辞退届（様式第16号）を提出してください。

◎交付申請（または現地確認依頼）時の提出書類

- ①交付申請書（様式第7号）又は
現地確認依頼書※（様式第12号）（※建売住宅の場合）
- ②地域産乾燥材使用証明書（様式第10号）
- ③地域産乾燥材納材証明書（様式第11号）
- ④地域産乾燥材納材内訳書（参考様式）
- ⑤地域産乾燥材の確認写真

【JAS材補助金利用の場合】

- ⑥JAS認定材証明書（様式第8号）
- ⑦JAS認定材利用計画書（実績）（様式第9号）
- ⑧JAS認定材の確認写真

【建売住宅で購入者が決定した場合】

- ①、⑨売買契約書、申込み書類の②⑥⑦⑧

提出後、補助金をご指定の
口座に振り込みます。

・三世帯等補助金
・木づかい補助金 を申請する場合、次ページへ



◆三世代等補助金・木づかい補助金手続きの流れ◆

※住民票を新居の住所に移してから申請してください。

